ふるさと融資概念図

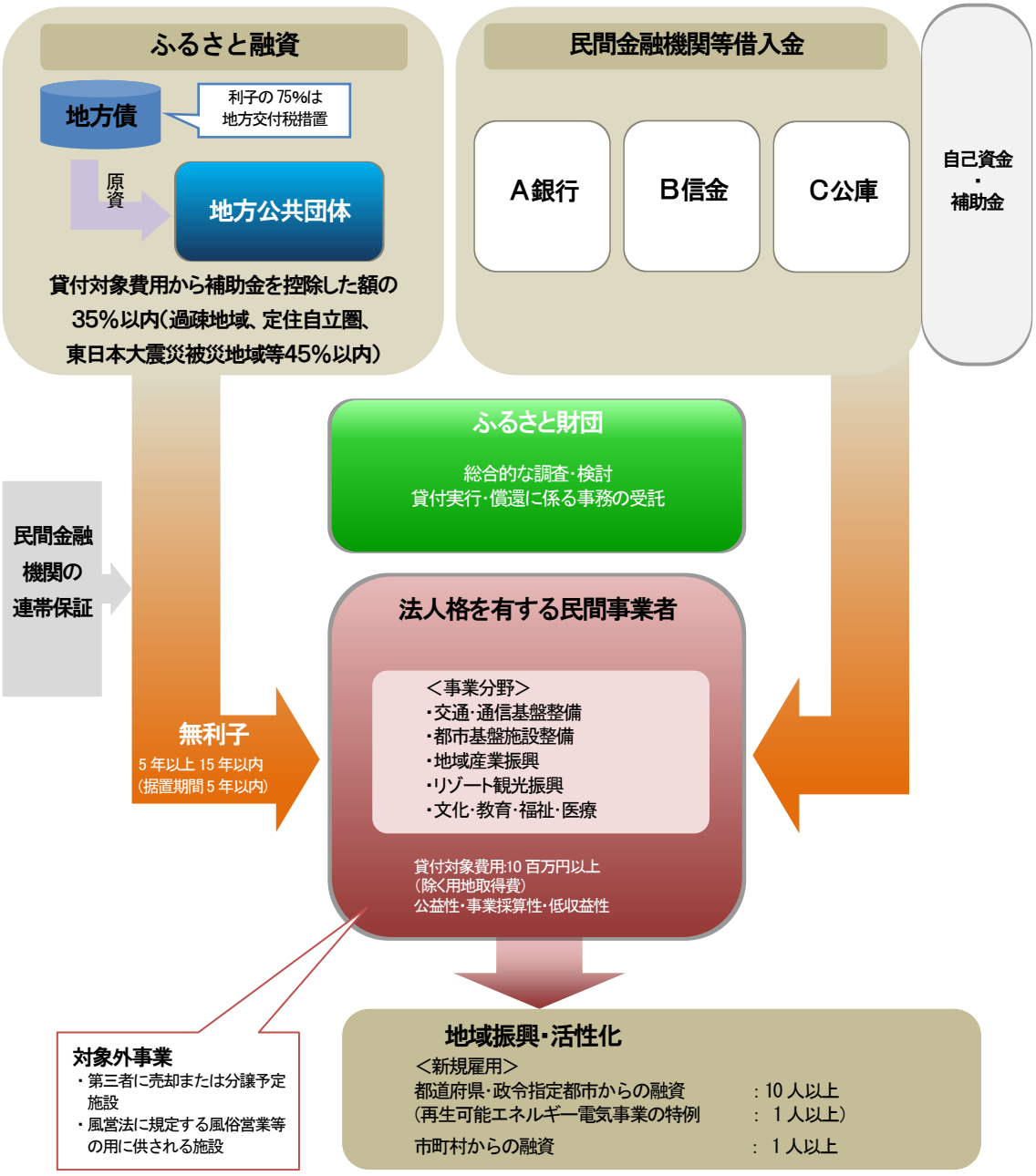
ふるさと融資
地方債
利子の 75%は
地方交付税措置
原資
地方公共団体
貸付対象費用から補助金を控除した額の
35%以内(過疎地域、定住自立圏、
東日本大震災被災地域等45%以内)
民間金融機関等借入金
A銀行
B信金
C公庫
自己資金
・
補助金
ふるさと財団
総合的な調査・検討
貸付実行・償還に係る事務の受託
民間金融
機関の
連帯保証
無利子
5 年以上 15 年以内
(据置期間 5 年以内)
法人格を有する民間事業者
<事業分野>
・交通・通信基盤整備
・都市基盤施設整備
・地域産業振興
・リゾート観光振興
・文化・教育・福祉・医療
貸付対象費用:10 百万円以上
(除く用地取得費)
公益性・事業採算性・低収益性
対象外事業
・第三者に売却または分譲予定施設
・風営法に規定する風俗営業等の用に供される施設
地域振興・活性化
<新規雇用>
都道府県・政令指定都市からの融資 : 10 人以上
(再生可能エネルギー電気事業の特例 : 1 人以上)
市町村からの融資 : 1 人以上